

## 令和2年産大豆収穫後入札取引に係る新規買い手登録申請の受付について

令和2年8月6日  
(公財) 日本特産農産物協会

令和2年産大豆収穫後入札取引は、令和2年11月以降に開始する予定ですが、これに先立ち、当該入札取引に参加して買受けを行う者(買い手登録者)の新規登録申請を受け付けます。

新規登録申請をご検討されている場合は、まずは電話にて協会担当者にご連絡ください。業務概要等をお伺いしたうえ、登録審査を行うことが相当と判断される場合は、申請書の様式、添付すべき書類等をお示しします。なお、参加資格等は次のとおりです。

### 1 参加資格

- (1) 大豆の販売を業とする者、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者又はこれらの者が構成する法人(当該法人は大豆の販売又は大豆の加工品製造若しくは原料大豆購買に係る共同事業を行うことを目的として法律の規定に基づき設立され、当該事業が独占禁止法の適用除外の対象となる場合に限る。)であること。
- (2) 協会が定める「大豆の入札取引に係る業務規程」及び「大豆の収穫後入札取引に係る買い手登録者遵守事項」の規定を遵守することについて同意すること。
- (3) 落札した大豆について、売り手と速やかに売買契約を締結するとともに、指定された受渡期限までに確実に代金決済を行って引き取る旨を誓約すること。
- (4) 大豆の年産ごとに、協会に買い手登録申請及び登録料の支払いを行い、審査の結果、買い手として登録された者であること。

### 2 参加に要する経費

- (1) 登録申請時に要する経費：各年産の買い手登録申請時に、登録料として協会指定の振込口座に1万円(消費税込み)をお振込みいただきます。なお、登録料の具体的な支払い方法は、登録審査結果に関する通知においてご案内します。
- (2) 入札・落札状況に応じて負担する経費：入札手数料として入札実績(落札実績ではない)に応じ1ロット(165俵・60kg)当たり330円(消費税込み)、運営拠出金として落札実績に応じ1俵(60kg)当たり1円(消費税込み)をご負担いただきます。

### 3 申請期限

申請書の提出期限は、令和2年9月30日(水)(必着)とします。

### 4 収穫後入札取引のルール

[大豆の入札取引に係る業務規程\(平成29年12月一部改正版\)](#)

[大豆の収穫後入札取引に係る買い手登録者遵守事項\(平成30年8月一部改正版\)](#)

---

公益財団法人日本特産農産物協会  
〒107-0052  
東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル  
TEL : 03-3584-6845、FAX : 03-3584-1757  
E-mail : info@jsapa.or.jp  
担当者：業務第1部 齋藤、滝沢